

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害児福祉手当及び特別障害者手当 返還	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条及び26条の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>手当は、受給資格者もしくは受給資格者の配偶者または受給資格者の生計を維持する民法第877条第1項の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の前年（または前々年）の所得がその扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額を超えた場合または政令で定める額以上になった場合、その年の8月から翌年の7月までを一つの期間として、その支給が停止される。しかし、この所得による支給の制限は被災者がある場合、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当について、その損害を受けた前年または前々年における当該被災者の所得に関しては適用せず手当が支給されるが、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、手当を返還しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受給資格者が被災し、被災による損害を受けた年の所得が、受給資格者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令で定める額を超える場合。 2. 扶養義務者が被災し、扶養義務者が被災による損害を受けた年の所得が、扶養義務者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令で定める額以上になる場合。 <p>※「被災」とは、震災、風水害、火災、津波、落雷等の災害であり、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などの人的災害は含まない。</p> <p>※「損害」とは、災害保険金等により補填された金額を除いて、被災者の財産の価格のおおむね2分の1以上の被害のことをいう。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	